

船舶事故調査報告書

令和元年 11月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年10月10日 09時00分～10時50分ごろの間）
発生場所	不明（千葉県鴨川市浜波太漁港東方沖）
事故の概要	漁船第2亀屋丸は、出港した後、船長が落水して死亡した。 第2亀屋丸は、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第2亀屋丸、0.2トン CB3-82572（漁船登録番号）、個人所有 4.23m (Lr) × 1.24m × 0.48m、FRP ガソリン機関（船外機）、30.00kW（動力漁船登録票による）、 昭和58年6月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 87歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月28日 免許証交付日 平成27年3月30日 (令和2年6月9日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好、気温 約25℃、 海象：波向 北東、波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の末期、 水温 約24℃ 日出時刻：05時41分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、鴨川市仁右衛門島東方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に仕掛けたえび刺し網（以下「本件網」という。）を揚網する目的で、平成30年10月10日04時30分ごろ浜波太漁港を僚船約20隻と共に出港し、本件漁場に至って揚網を始め、本船を除く他のすべての僚船が揚網を終えた頃波が高か

	<p>ったので揚網を一旦中断して帰途につき、05時30分ごろ揚網を終えた僚船と共に同漁港に帰港した。</p> <p>船長は、帰宅して朝食を取った後、本件漁場に残してきた本件網を揚網する目的で、家族に見送られて自宅から徒歩約2～3分の浜波太漁港に係留中の本船に向かった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、09時00分ごろ単独で浜波太漁港を出港するところを同漁港で漁の準備を行っていた複数の僚船船長に目撃された。</p> <p>本船の出港を目撃した複数の僚船船長は、通常ならば約20分で帰ってくるはずの本船がなかなか帰ってこないで本船及び船長のことが心配になり、4隻の僚船で本件漁場に向かい、本船の捜索を始めたところ、10時50分ごろ岩場に転覆した状態で打ち上げられている本船と本船から約10～20m沖でうつ伏せの状態に漂流している船長を発見して救助し、浜波太漁港で待機していた僚船船長を経由して救急車を要請した。</p> <p>船長は、僚船により浜波太漁港に移送された後、同漁港で待機していた救急車により病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>本船は、僚船により浜波太漁港にえい航された後、陸揚げされた。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、数十年のえび刺し網漁の経験があり、本事故当時、ふだんの様子と変わりなく、健康状態も良好に見えた。</p> <p>船長は、発見時、ヤッケ、カッパのズボン、型式承認を受けた固型式の小型船舶用救命胴衣等を着用していた。</p> <p>船長は携帯電話を所持していなかった。</p> <p>本船は、発見時、船内及び船外至近に漁網等が見当たらず、また、船体には、衝突痕などの損傷はなかった。(写真1参照)</p>



写真1 本船

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

船長の死因は、溺水であった。

本船は、浜波太漁港東方沖において波高約0.5～1.0mの波浪が生じている状況下、09時00分ごろ同漁港を出港した後、10時50分ごろ転覆した状態で同漁港東方沖の岩場に打ち上げられているところを発見されたことから、この間において、船長が、落水して溺水し、死亡した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が本事故で死亡したことから、その状況を明らかにすることはできなかった。

原因

本事故は、本船が、浜波太漁港東方沖において波高約0.5～1.0mの波浪が生じている状況下、同漁港を出港した後、船長が落水して溺水したことにより発生した可能性があると考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・本船のような舷縁の低い船は、波の高い状況下では出港しないこと。
- ・乗船中は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

